

第 2 3 号議案

福井県教職員顕賞規程の一部改正について

別紙のとおり、福井県教職員顕賞規程（平成 1 6 年福井県教育委員会訓令第 1 3 号）の一部を改正する。

平成 2 6 年 9 月 3 日提出

教 育 長 林 雅 則

提 案 理 由

ふくい優秀教職員表彰を、「福井県教職員顕彰規程」に追加する等の改正をしたいので、この案を提出する。

福井県教職員顕賞規程の一部改正の概要

(1) ふくい優秀教職員表彰を顕賞規程に追加

「ふくい優秀教職員表彰」を福井県教職員顕賞規程の顕賞として追加する。

＜理由＞

「ふくい優秀教職員」については、福井県教職員顕賞規程の目的に沿った顕賞であることから、現行のふくい優秀教職員表彰事業実施要項で規定するのではなく、福井県教職員顕賞規程の顕賞として整理する。

(2) 永年勤続教職員表彰の顕賞時期の改正

永年勤続教職員表彰の顕賞時期を、国が定める教育・文化週間（11月1日～7日）に実施する。

＜理由＞

国では、教育・文化について、広く一般国民の関心と理解を深め、その充実振興を図るため、教育・文化週間（11月1日～7日）を設けており、この週間中に、教育・文化功労者の表彰、展覧会、座談会等の開催などを実施することとしている。

この趣旨を踏まえ、本県でも、永年勤続教職員表彰を顕賞する時期を、可能な限りこの週間中に実施することとし、顕賞規程の改正を行う。（従来は5月7日に実施）

(3) グッドジョブ賞、グッドウィル賞を廃止

福井県教職員顕賞規程に規定された「グッドジョブ賞、グッドウィル賞」を廃止する。

＜理由＞

福井県顕賞規程に基づく「グッドジョブ賞、グッドウィル賞」と「ふくい優秀教職員表彰」の表彰対象者が重複することや、これまでの表彰実績を考慮し、「グッドジョブ賞、グッドウィル賞」を廃止することとする。

福井県教職員顕賞規程（平成16年福井県教育委員会訓令第13号）

改正案	現行
(目的) 第1条 (略) (定義) 第2条 この規程において、「教職員等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 福井県内の市町立学校に勤務する市町立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（職員により構成された団体を含む。次号において同じ。） (2) 福井県立学校に勤務する職員（福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24条）に定める行政職給料表および福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和32年福井県規則第32号）に定める技能労務職給料表の適用を受ける者を除く。） (3) 福井県教育庁および学校以外の教育機関に勤務する職員のうち、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条に規定する教育公務員である者またはこれに準ずる者 (4) (削除) (5) (削除) (顕彰の種類) 第3条 顕賞の種類は、次のとおりとする。 (1) (削除) (2) (削除) (1) 永年勤続教職員表彰 (2) ふくい優秀教職員表彰 (グッドジョブ賞) (削除) 第4条 (削除)	(目的) 第1条 (略) (定義) 第2条 この規程において、「教職員等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 福井県内の市町立学校に勤務する市町立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員 (2) 福井県立学校に勤務する職員（福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24条）に定める行政職給料表および福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和32年福井県規則第32号）に定める技能労務職給料表の適用を受ける者を除く。） (3) 福井県教育庁および学校以外の教育機関に勤務する職員のうち、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条に規定する教育公務員である者またはこれに準ずる者 (4) 福井県内の市町立学校ならびに福井県教育委員会行政組織規則（昭和46年福井県教育委員会規則第5号）に規定する本庁の課および室、出先機関、県立学校ならびに県立学校以外の教育機関（以下「所属」という。） (5) 第1号から第3号までに規定する職員（以下「教職員」という。）により構成された団体 (顕彰の種類) 第3条 顕賞の種類は、次のとおりとする。 (1) グッドジョブ賞 (2) グッドウィール賞 (3) 永年勤続教職員表彰 (新設) (グッドジョブ賞) 第4条 グッドジョブ賞は、次の各号のいずれかに該当する教職員等に対し授与する。

(グッドウィル賞) (削除) 第 5 条 (削除) (永年勤続教職員表彰) 第 4 条 永年勤続教職員表彰は、次の各号のいずれかに該当する者（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。第 6 条において同じ。）に対し授与する。 (1) (略) (2) (略) 第 5 条 (略) (ふくい優秀教職員表彰) 第 6 条 ふくい優秀教職員表彰は、第 2 条第 1 号および第 2 号に掲げる職員のうち、次の各号のいずれかの分野において、顕著な成果をあげた者に対し授与する。 (1) 学習指導 (2) 生徒指導、進路指導 (3) 学校体育、学校保健、学校給食 (4) 部活動 (5) 特別支援教育 (6) 学校運営の改善（地域との協働の推進、学校事務の機能強化等） (7) その他（学校教育等において、他の教職員の模範となるような実践等）	(1) 教育行政に係る重要な施策の実施に関し優れた成果を上げたもの (2) 学習指導等において著しい成果を上げたもの (3) 教育に関する資料または器具等を開発し、その効用において著しい成果を上げたもの (4) 特別教育活動において著しい成果を上げたもの (5) その他文化、社会教育、保健体育等教育活動の推進において特に成果を上げたもの (グッドウィル賞) 第 5 条 グッドウィル賞は、職務外において社会的な善行があった教職員等に対し授与する。 (永年勤続教職員表彰) 第 6 条 永年勤続教職員表彰は、次の各号のいずれかに該当する教職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）に対し授与する。 (1) (略) (2) (略) 第 7 条 (略) (新設)
--	--

(顕賞の時期) <u>第7条</u> 顕賞は、次の各号に掲げる顕賞の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時期に行うものとする。ただし、特に必要があるとき認められる場合は、この限りでない。 (1) (削除) (1) 永年勤続教職員表彰 教育・文化週間(11月1日から7日まで)(退職予定者については、退職発令の日) (2) ふくい優秀教職員表彰 その都度 (顕賞の内申) <u>第8条</u> 所属の長は、教職員等のうち第4条または第6条の規定に該当するものがあるとき、永年勤続教職員表彰にあっては8月末日までに(退職予定者についてはその都度)様式第1号により、ふくい優秀教職員表彰にあってはその都度様式第2号により、教育委員会に顕賞の内申をしなければならない。 2 前項の場合における第2条第1号に掲げる職員に係る永年勤続教職員表彰およびふくい優秀教職員表彰については、市町教育委員会の内申をまとめて行うものとする。	(顕賞の時期) <u>第8条</u> 顕賞は、次の各号に掲げる顕賞の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時期に行うものとする。ただし、特に必要があるとき認められる場合は、この限りでない。 (1) グッドジョブ賞およびグッドウィル賞 そのつど (2) 永年勤続教職員表彰 5月7日(退職予定者については、退職発令の日) (新設) (顕賞の内申) <u>第9条</u> 市町の教育委員会および所属の長は、教職員等のうち、第4条から第6条までに規定する基準に該当するものがあるときは、グッドジョブ賞およびグッドウィル賞にあってはそのつど、様式第1号により、永年勤続教職員表彰にあっては4月15日(退職予定者については、そのつど)までに様式第2号により、教育委員会に顕賞の内申をしなければならない。
(審査等) <u>第9条</u> (略) (顕賞の方法) <u>第10条</u> 顕賞は、賞状または表彰状の授与により行う。 2 賞状および表彰状の書式は、次の各号に掲げる顕賞の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 (1) (削除) (1) 永年勤続教職員表彰 ア 永年勤続者に係るもの 様式第3号 イ 退職予定者に係るもの 様式第4号 (2) ふくい優秀教職員表彰 様式第5号 <u>第11条</u> (略) <u>第12条</u> (略)	(審査等) <u>第10条</u> (略) (顕賞の方法) <u>第11条</u> 顕賞は、賞状または表彰状の授与により行う。 2 賞状および表彰状の書式は、次の各号に掲げる顕賞の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 (1) グッドジョブ賞およびグッドウィル賞 様式第3号 (2) 永年勤続教職員表彰 ア 永年勤続者に係るもの 様式第4号 イ 退職予定者に係るもの 様式第5号 (新設) <u>第12条</u> (略) <u>第13条</u> (略)

附 則

この訓令は、平成16年12月10日から施行する。

附 則 (平成17年教委訓令第17号)

この訓令は、平成18年3月3日から施行する。

附 則 (平成18年教委訓令第7号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年教委訓令第9号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年教委訓令第3号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年教委訓令第6号)

この訓令は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年教委訓令第4号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年教委訓令第 号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の福井県教職員顕賞規程の規定は平成26年度に行う顕賞から適用する。

(削除)

様式第1号 (第8条関係)

様式第2号 (第8条関係)

(削除)

様式第3号 (第10条関係)

様式第4号 (第10条関係)

様式第5号 (第10条関係)

新様式

第1号 永年勤続教職員表彰候補者内申書

第2号 ふくい優秀教職員候補者内申書

第3号 永年勤続20年(30年)表彰状

第4号 永年勤続退職者表彰状

第5号 ふくい優秀教職員表彰状

附 則

この訓令は、平成16年12月10日から施行する。

附 則 (平成17年教委訓令第17号)

この訓令は、平成18年3月3日から施行する。

附 則 (平成18年教委訓令第7号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年教委訓令第9号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年教委訓令第3号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年教委訓令第6号)

この訓令は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年教委訓令第4号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号 (第9条関係)

様式第2号 (第9条関係)

(新設)

様式第3号 (第11条関係)

様式第4号 (第11条関係)

様式第5号 (第11条関係)

(新設)

旧様式

第1号 グッドジョブ賞(グッドウィル賞) 受賞候補者内申書

第2号 永年勤続教職員表彰候補者内申書

第3号 グッドジョブ賞(グッドウィル賞) 表彰状

第4号 永年勤続20年(30年)表彰状

第5号 永年勤続退職者表彰状